

カテゴリー7

航法装置及びアビオニクス装置

A. “最終品目”、“装置”、“附属品”、“アタッチメント”、“部品”、“部分品”、及び“システム”

注意 1: 潜水艇用の自動操縦装置については、カテゴリー8を参照のこと。レーダーについては、カテゴリー6を参照のこと。

7A001 加速度計であって、次のいずれかに該当するもの(規制品目リスト参照)、及びこれらのために“特別に設計した”“部分品”

許可要求事項

規制理由: NS、MT、AT

Control(s)	Country Chart
	(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 1

MT 7A101のパラメータを満たすか超える貨物に適用される。 MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1
リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS: 適用ナシ

GBS: 適用ナシ

CIV: 適用ナシ

規制品目リスト

関連規制: 7A101及び7A994も参照のこと。

角加速度計又は回転加速度計については、7A001. bを参照のこと。MT規制は、鉱井のボーリング事業の用途で使用するためのMWDセンサー(掘削中の孔底の状況を検知するセンサー)として“特別に設計”及び開発した加速度計には適用しない。

関連定義: ナシ

品目:

a. 直線加速度計であって、次のいずれかに該当するもの:

a. 1. 15G[147.15m/秒²]以下の直線加速度で機能することを指定されたものであって、次のいずれかに該当するもの:

a. 1. a. “バイアス”の“安定性”(校正後のものをいう)が1年間につき130マイクロG[0.00128m/秒²]未満の(良い)もの; 又は

a. 1. b. “スケールファクター”の“安定性”(校正後のものをいう)が1年間につき130ppm[0.013%]未満のもの;

a. 2. 15G[147.15m/秒²]超100G[981m/秒²]以下の直線加速度で機能することを指定されたものであって、次のすべてに該当するもの:

a. 2. a. “バイアス”の“再現性”(校正後のものをいう)が1年間につき1,250マイクロG[0.0122625m/秒²]未満のもの; かつ

a. 2. b. “スケールファクター”の“再現性”(校正後のものをいう)が1年間につき1,250ppm[0.125%]未満の(良い)もの; 又は

a. 3. 慣性航法装置又は慣性誘導装置に使用するように設計したものであって、100G[981m/秒²]を超える直線加速度で機能することを指定されたもの;

Note: 7A001. a. 1及び7A001. a. 2は、振動又は衝撃のみの測定に限定された加速度計には適用されない。

b. 角加速度計又は回転加速度計であって、100G[981m/秒²]を超える直線加速度で機能することを指定されたもの。

7A002 ジャイロスコープ又は角速度センサーであって、次のいずれかに該当するもの(規制品目リスト参照)、及びこれらのために“特別に設計した”“部分品”

許可要求事項

規制理由: NS、MT、AT

Control(s)	Country Chart
	(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 1

MT 7A102のパラメータを満たすか超える貨物に適用される。 MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

許可要求事項の注釈: MT規制でいうところにおいてのみ、用語‘安定性’は、定められた作動条件の下に継続しておかれた場合に、特定の機構係数又は性能係数を不変な状態に維持する能力指標として定義される。(この定義は、ダイナミック安定性又はサーボ安定性においては適用しない。)(IEEE STD 528.2001の2.247項)

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明

について § 740を参照のこと)

LVS : 適用ナシ

GBS : 適用ナシ

CIV : 適用ナシ

規制品目リスト

関連規制 : 7A102及び7A994も参照のこと。

角加速度計又は回転加速度計については、7A001. bを参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目 :

a. 100G[981m/秒²]以下の直線加速度で機能することを指定されたものであって、次のいずれかに該当するもの :

a. 1. 測定範囲が1秒当たり500度未満のものであって、次のいずれかに該当するもの :

a. 1. a. “バイアス”の“安定性”(校正後のものをいう)が、1G[9.81m/秒²]の直線加速度の状態です1月間測定した場合に、1時間あたり0.5度未満の(良い)もの ; 若しくは

a. 1. b. “角度のランダムウォーク”を時間の平方根当たりで表した実効値が、0.0035度以下の(良い)もの ; 又は

Note : 7A002. a. 1. bは、“スピニングマスジャイロ”については規制しない。

a. 2. 測定範囲が1秒当たり500度以上のものであって、次のいずれかに該当するもの :

a. 2. a. “バイアス”の“安定性”(校正後のものをいう)が、1G[9.81m/秒²]の直線加速度の状態です3分間測定した場合に、1時間につき4度未満の(良い)もの ; 若しくは

a. 2. b. “角度のランダムウォーク”を時間の平方根当たりで表した実効値が、0.1度以下の(良い)もの ; 又は

Note : 7A002. a. 2. bは、“スピニングマスジャイロ”には適用されない。

b. 100G[981m/秒²]を超える直線加速度で機能することを指定されたもの。

7A003 ‘慣性計測装置又はシステム’であって、次のいずれかに該当するもの(規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由 : NS、MT、AT

Control(s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 1

MT 7A003. d に掲げる貨物であって MT Column 1

、7A103のパラメータを満たすか超

えるものに適用される。

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

リストに基づく許可例外(すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS : 適用ナシ

GBS : 適用ナシ

CIV : 適用ナシ

規制品目リスト

関連規制 :

(1) 7A103及び7A994も参照のこと。

(2) 慣性航法装置 (INS) 及び慣性力を利用する装置並びにこれらのために“特別に設計された”部品“及び”部分品”のうち、軍用に特別に設計、改造又は構成したものについては、“ITARの対象”である (22 CFR § 120から § 130を参照のこと)。

関連定義 : ナシ

品目 :

注1 : ‘慣性計測装置又はシステム’とは、位置情報等を調整後、外部の参照情報によらず機首方向又は位置を決定・維持するために、速度及び方角の変化を計測する加速度計又はジャイロスコープを組み込んでいるものをいう。‘慣性計測装置又はシステム’には次のものを含む :

— 姿勢方位基準装置 (AHRSS) ;

— ジャイロコンパス ;

— 慣性計測装置 (IMUs) ;

— 慣性航法システム (INSs) ;

— 慣性基準システム (IRSs) ;

— 慣性基準装置 (IRUs) ;

注2 : 7A003は、‘慣性計測装置又はシステム’であって、ワッセナアレンジメント参加国 (EAR § 743付則 1参照) の1か国以上の民間航空当局により“民間航空機”での使用について証明されたものには適用されない。

Technical Note :

'Positional aiding references' [位置参照情報]は、独立して位置情報を提供するものであって、以下のものを含む：

- a. 衛星航法システム (GNSS) ；
 - b. “データベース参照航法装置” (“DBRN”)。
- a. “航空機”用、陸上車両用、又は船舶用に設計されたものであって、'Positional aiding references' [位置参照情報]によらずに位置情報を提供するもののうち、ノーマルアライメント後の“精度”が次のいずれかに該当するもの：
- a. 1. “平均誤差半径” (“CEP”)が1時間につき0.8海里 (nm/hr)以下の (良い)もの；
 - a. 2. “平均誤差半径” (“CEP”)が移動距離の0.5%以下の (良い)もの；又は
 - a. 3. “平均誤差半径” (“CEP”)が24時間で総ドリフト1海里 (nm/hr)以下の (良い)もの；

Technical Note : 7A003. a. 1、7A003. a. 2及び7A003. a. 3の性能パラメータは、一般的に“航空機”用、陸上車両用及び船舶用に設計した'慣性計測装置又はシステム'に適用される。これらの性能値は、高度計、走行距離計、速度記録などの非位置参照情報を用いることによって得られるもののため、特定された性能値を別の性能値に直ちに交換することはできない。複数のプラットフォームのために設計された装置は、それぞれの適用されるエントリー (7A003. a. 1、7A003. a. 2、又は7A003. a. 3) に基づいてそれぞれ評価するものとする。

b. “航空機”用、陸上車両用又は船舶用に設計され、'Positional aiding references' [位置参照情報]を内蔵するものであって、すべての位置参照情報の喪失後4分以内に位置情報を提供し、“平均誤差半径” (“CEP”) “精度”が10メートル未満の (良い)もの；

Technical Note : 7A003. bは、システムであって、その'慣性計測装置又はシステム'及びその他の独立した位置参照情報が、改良された性能を達成するために単一ユニット (すなわち、組込型) に組み込まれているものに適用される。

c. “航空機”用、陸上車両用又は船舶用に設計され、機首 (船首) 方向若しくは真北方向を示すものであって、次のいずれかに該当するもの：

c. 1. 最大動作角速度が500 deg/s 未満であって、位置参照情報を用いない機首 (船首) 方位“精度”が0.07度を測定地点の緯度の余弦で除した値以下又は緯度45度の地点において6分以下の (良い)もの；又は

c. 2. 最大動作角速度が500 deg/s 以上であって、位置参照情報を用いない機首 (船首) 方位“精度”が0.2度を測定地点の緯度の余弦で除した値以下又は緯度45度の地点において17分以下の (良い)もの；

d. 二次元以上において、加速度測定値又は角速度測定値を提供するものであって、次のいずれかに該当するもの：

d. 1. 任意の軸に沿って、いかなる参照情報も使用することなく、7. A. 1. 又は7. A. 2に規定する仕様のもので；又は

d. 2. “宇宙用に設計”したものであって、任意の軸に沿った“角度のランダムウォーク”を時間の平方根当たりで表した実効値が、0.1度以下の (良い)もので、かつ、角速度の測定値を与えるもの。

注 : 7A003. d. 2は、スピニングマスジャイロのみを組み込んだ'慣性計測装置又はシステム'には適用されない。

7A004 'スタートラッカー'及びそれらのための“部分品”であって、次のいずれかに該当するもの (規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由 : NS、MT、AT

Control (s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 1

MT エントリー全体に適用される。 MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS : 適用ナシ

GBS : 適用ナシ

CIV : 適用ナシ

規制品目リスト

関連規制 :

(1) “ITARの対象”となる特定の'スタートラッカ

- 一'について、USMLのカテゴリ-XVを参照のこと
(22 CFR § 120から § 130参照)。
(2) 7A104及び7A994も参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

- a. 'スタートラッカー'であって、当該装置の指定された寿命時間を通じての指定された方位"精度"が20秒以下の(良い)もの；
b. 7A004. a で指定される装置のために"特別に設計した""部分品"であって、次のいずれかに該当するもの：
b. 1. 光学ヘッド又はバツフル；
b. 2. データ処理ユニット。

Technical Note：'スタートラッカー'は、星間姿勢センサー[stellar attitude sensors] (天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置) 又はジャイロ天測航法装置とも呼ばれている。

訳者注：'スタートラッカー'は、特定の星座や星をカメラで追跡することによりパターンを認識し、自らの位置を観測する航法支援装置であって、夜間における航空機及び弾道ミサイルのホーミングを行うのに用いられる。(航空軍事用語辞典より)

7A005 衛星航法システム (GNSS) の受信装置であって、次のいずれかに該当するもの(規制品目リスト参照)、及びこれらのために"特別に設計した""部分品"

~~7A005の注：7A105及び7A994も参照のこと。~~

許可要求事項

~~これらの品目については、"ITARの対象"である
(22 CFR § 120から § 130を参照のこと)。~~

許可要求事項

規制理由：NS、MT、AT

Control (s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

NS 7A005. bに適用される。

NS Column 1

MT 7A005. bに掲げる貨物であって、7A106のパラメータに合致するか
超えるものに適用される。

MT Column 1

AT 7A005. bに適用される。

AT Column 1

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明
について § 740を参照のこと)

LVS：適用ナシ

GBS：適用ナシ

CIV：適用ナシ

規制品目リスト

関連規制：

- (1) ECCN 7A105、7A611及び7A994も参照のこと。
~~一般的に市販のGPSは、市販のGNSS受信機は、一般的に暗号の復号機能又はアダプティブアンテナを使用しておらず、7A994に番号分類される。
(2) 軍用に"特別に設計した"装置については、米
国軍需品リストのカテゴリ-XI 及び XVを参照の
こと (22 CFR 121)。~~

(2) ITARの対象となるGNSS受信装置についてはUSMLのカテゴリ-XII (d) を、ITARの対象となるアンテナについてはUSMLのカテゴリ-XI (c) (10) を参照のこと。

(3) 別途ECCN 7A005. aでカバーされる品目は、
"ITARの対象"である (22 CFR part 120から
pPart130を参照のこと)。

関連定義：ナシ

品目：

- a. 位置及び時刻に関するレンジングコードにアクセスするための暗号の復号化アルゴリズムを有するもの (政府用途のため"特別に設計"若しくは改造されたものに限る [民生用に設計されたものを除く]) ；
又は

- b. 'アダプティブアレーアンテナ'を構成するもの。

注：7A005. bは、GNSS受信装置であって、アダプティブアンテナ技術を実装していない複数の全方向アンテナからの信号をフィルタリング、スイッチング又は結合するように設計した"部分品"のみを使用したものについては適用されない。

Technical Note：7A005. bでいうところにおいて、'アダプティブアンテナシステム'は、時間領域又は周波数領域における信号処理を行うことにより、アンテナアレーのパターンに一つ以上の空間的なヌル点を動的に生成するものをいう。

7A006 航空機用の高度計であって、4.4ギガヘルツを超える周波数又は4.2ギガヘルツより低い周波数で動作するもののうち、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、MT、AT

Control (s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 1

MT 本エントリーに掲げる貨物であって、7A106のパラメータに合致するかを超えるものに適用される。 MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

- LVS：適用ナシ
- GBS：適用ナシ
- CIV：適用ナシ

規制品目リスト

関連規制：レーダーの規制については、7A106、7A994及びカテゴリ-6も参照のこと。

関連定義：ナシ
品目：

a. **送信出力制御機能** ~~“送信出力制御機能”~~を有するもの；又は

Technical Note

‘送信出力制御機能’とは、“航空機”のある高度での受信信号の強さが常にその高度を決定するのに必要最小限となるように、高度計の信号送信信号を変化させることをいう。

b. 位相偏移変調機能を有するもの。

7A008 水中ソナー航法装置であって、船首センサーを組み込み、かつ、ドップラー速度ログ又は相関速度ログを用いるもののうち、位置“精度”が“平均誤差半径”（“CEP”）で移動した距離の3%以下の（良い）もの、並びにこれらのために“特別に設計した”“部分品”

許可要求事項

規制理由：NS、AT

Control (s) Country Chart

(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 2
AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

- LVS：適用ナシ
- GBS：適用ナシ
- CIV：適用ナシ

規制品目リスト

関連規制：7A008は、水上船に組み込むように“特別に設計した”システム又は位置情報を提供する水中ビーコン又はブイを必要とするシステムについては規制しない。音波を利用したシステムについては6A001.aを参照のこと、また、関連技術を用いた対地速力の船舶用ソナーログ測定装置及びドップラー速力の船舶用ソナーログ測定装置については6A001.bを参照のこと。その他の海洋関連システムについては、8A002を参照のこと。

関連定義：ナシ
品目：

規制品目リストはECCNの見出しに収載されている。

7A101 加速度計（7A001で規制されるものを除く）（規制品目リスト参照）並びにこれらのために“特別に設計した”“部品”及び“部分品”

許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control (s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。 MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

- LVS：適用ナシ
- GBS：適用ナシ
- CIV：適用ナシ

規制品目リスト

関連規制：このエントリーは、鉱井のボーリング事業の用途で使用するためのMWDセンサー（掘削中の孔底の状況を検知するセンサー）として“特

別に設計”及び開発した加速度計には適用しない。

関連定義：ナシ

品目：

a. 直線加速度計（“ミサイル”で利用できるもの）であって、あらゆる種類の慣性航法装置又は誘導装置に使用するように設計したもののうち、次のすべての特性を有するもの、並びにこれらのために”特別に設計した””部品”及び”部分品”：

1. 'スケールファクター'の”再現性”が、1, 250ppm[0.125%]未満（良い）のもの；かつ
2. 'バイアス'の”再現性”が、1, 250 μ G[0.012263m/秒²]未満（良い）のもの。

注：'バイアス'及び'スケールファクター'の測定値は、固定の校正值を基準にして1年間にわたる標準偏差（1シグマ）をいう。

b. あらゆる種類の加速度計であって、あらゆる種類の慣性航法装置又は誘導装置に使用するように設計したもののうち、100G[981m/秒²]を超える加速度で機能することを指定されたもの。

(b)項の注：この(b)項は、振動又は衝撃を測定するように設計された加速度計については含まない。

7A102 ジャイロスコープ（7A002で規制されるものを除く）（規制品目リスト参照）並びにこれらのために”特別に設計した””部分品”部品”及び”部分品”

許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。 MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用ナシ

GBS：適用ナシ

CIV：適用ナシ

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：

- 1.) ドリフトレートは、単位時間当たりの真値からの出力変動をいう。これにはランダムな成分とシ

ステム固有の成分があり、慣性空間に対する単位時間当たりの等価入力角度変位量として表される。

2.) 安定性は、安定した温度条件の下で計測されたある特定のパラメータについて、その較正值からのバラツキの標準偏差（1シグマ）をいい、時間の関数として表される。

品目：

a. あらゆる種類のジャイロスコープであって、到達可能”航続距離”が300km以上のロケット、ミサイル又は無人航空機に利用できるもののうち、1G[9.81m/秒²]の直線加速度の状態における”ドリフトレート”の'安定性'の定格値が、1時間につき0.5度未満(1シグマ又はrms)のもの。

b. あらゆる種類のジャイロスコープであって、あらゆる種類の慣性航法装置又は誘導装置に使用するように設計したもののうち、100G[981m/秒²]を超える加速度で機能することを指定されたもの。

Technical Note: このエントリーにおいて、用語'安定性'は、定められた作動条件の下に継続しておかれた場合に、特定の機構係数又は性能係数を不変な状態に維持する能力指標をいう。（この定義は、ダイナミック安定性又はサーボ安定性においては適用しない。）（IEEE STD 528.2001の2.247項）

7A103 計器類、航法装置及びシステム（7A003で規制されるものを除く）並びにこれらのために”特別に設計した””部品”及び”部分品”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。 MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用ナシ

GBS：適用ナシ

CIV：適用ナシ

規制品目リスト

関連規制：

- (1) ECCN 7A003及び7A994を参照のこと。
- (2) 慣性航法装置及び慣性装置並びにこれらのために“特別に設計した”“部品”及び“部分品”であって、軍用に特別に設計、改造又は構成したのものについては、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと）。

関連定義：

7A103. aで指定される‘慣性計測装置又はシステム’とは、位置情報等を調整後、外部の参照情報によらず機首方位又は位置を決定し、又は維持するために速度及び方角の変化を計測する加速度計又はジャイロスコープを組み込んでいるものをいう。

品目：

- a. 7A001、7A002、7A101又は7A102で規制される加速度計又はジャイロスコープを用いた‘慣性計測装置又はシステム’、並びにこれらのために“特別に設計した”“部品”及び“部分品”；

注1：7A103. aは、鉱井のボーリング事業の用途で使用するためのMWDセンサー（掘削中の孔底の状況を検知するセンサー）として“特別に設計”及び開発した加速度計を搭載する装置については規制しない。

注2：7A103. aは、7A001又は7A002で規制される加速度計又はジャイロスコープであって、NSでのみ規制されるものを用いた慣性装置又はその他の装置については、規制しない。

注3：7A103. a. には、姿勢方位基準装置(AHRSS)；ジャイロコンパス；慣性計測装置(IMUs)；慣性航法システム(INSs)；慣性基準システム(IRSS)；及び慣性基準装置(IRUs)を含む。

- b. 到達可能“航続距離”が300km以上のロケット、ミサイル又は無人航空機に使用するように設計又は改造した統合飛行計測システムであって、ジャイロスタビライザー又は自動操縦装置を搭載したもの、並びにこれらのために“特別に設計した”“部品”及び“部分品”。

- c. 到達可能“航続距離”が300km以上のロケット、ミサイル又は無人航空機に使用するように設計又は改造した統合された航法装置であって、CEP(平均誤差半径)が200m以下のナビゲーション精度を提供することができるもの。

Technical Note：‘統合された航法システム’は、

一般的に次の“部品”及び“部分品”を組込んだものをいう：

1. 慣性計測装置（例えば、姿勢方位基準装置、慣性基準装置、又は慣性航法装置）；
2. 飛行中に位置及び／又は速度の情報を定期的にあるいは連続的に更新するために用いられる1つ以上の外部センサー（例えば、衛星ナビゲーション用受信機、レーダー高度計、及び／又はドップラーレーダー）；並びに
3. 統合するためのハードウェア及びソフトウェア。

7A104 ジャイロ天測航法装置及びその他の機器

（7A004で規制されるものを除く）であって、天体又は人工衛星の自動追跡により位置又は針路を測定することができるもの、並びにこれらのために“特別に設計した”“部品”及び“部分品”

許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。 MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用ナシ

GBS：適用ナシ

CIV：適用ナシ

規制品目リスト

関連規制：

- (1) “ITARの対象”となる特定の‘スタートラッカー’について、USMLのカテゴリIV及びXVを参照のこと（22 CFR § 120から § 130参照）。

- (2) このエントリーは、7A004で規制されるジャイロ天測航法装置並びにその他の機器のために“特別に設計した”“部品”及び“部分品”を規制する。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストはECCNの見出しに収載されている。

7A105 航空機での用途のために設計又は改造され

~~た~~ **衛星航法システム** ~~全地球的衛星航法装置~~
 (GNSS) (例えば、GPS、GLONASS又はGalileo) のための
 受信装置であって、以下の特性のいずれかを有する
 もの (規制品目リスト参照) ~~600m/s (1,165海里mph)~~
~~を超える速度のもとで航法情報を提供することがで~~
~~きるもの、並びにこれらのために“特別に設計した”~~
 部品”及び”部分品”

許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control (s) Country Chart
 (§ 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。 MT Column 1
 AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1
 リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明
 について § 740を参照のこと)

- LVS：適用ナシ
- GBS：適用ナシ
- CIV：適用ナシ

規制品目リスト

関連規制：

- (1) 7A005、7A611及び7A994も参照のこと。
- ~~(2) 防衛物品のために“特別に設計された”同様の装置に対する規制について、米国軍需品リスト (22 CFR § 121.1) のカテゴリーXI及びXVを参照のこと。~~

(2) ITARの対象となるGNSS受信装置についてはUSMLのカテゴリーXII (d) を、ITARの対象となるアンテナについてはUSMLのカテゴリーXI (c) (10) を参照のこと。

(3) 別途ECCN 7A105. b. 2でカバーされる品目は、“ITARの対象”である (22 CFR part 120からpPart130を参照のこと)。

(4) 7A105. a、b. 1及びb. 3に掲げるGPS受信装置であって、ITARの対象となるものについてはUSMLのカテゴリーXII (d) を参照のこと。

関連定義：~~ナシ~~

衛星航法システムには、全地球航法衛星システム (GNSS; 例えば、GPS、GLONASS、Galileo又はBeiDou) 及び地域航法衛星システム (RNSS; 例えば、NavIC、QZSS) が含まれる。

品目：

~~規制品目リストはECCNの見出しに記載されている。~~

a. “ミサイル”で使用するために設計又は改造したものの；又は

b. 航空機での用途のために設計又は改造したものであって、次のいずれかに該当するもの：

b. 1. 600m/sを超える速度のもとで航法情報を提供することができるもの；

b. 2. ‘衛星航法システム’のセキュリティがかけられた信号/データにアクセスするための復号機能を有するものであって、軍若しくは政府のサービスのために設計若しくは改造したのもの；又は

b. 3. 能動的若しくは受動的な対抗手段の環境のもとで機能することを目的として、他妨害除去機能 (例えばヌルステアリングアンテナ、電子的に走査可能なアンテナ) を有するように“特別に設計した”もの。

7A106 レーダー又はレーザーレーダー型の高度計 (7A006で規制されるものを除く) であって、“ミサイル”で使用するために設計又は改造したもの (これらの品目については、“ITARの対象”である (22 CFR § 120から § 130を参照のこと))

7A107 3軸の磁気方位センサーであって、次のすべての特性を有するもの (規制品目リスト参照)、並びにこれらのために“特別に設計した”部品”及び”部分品”

許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control (s) Country Chart
 (§ 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。 MT Column 1
 AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1
 リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明
 について § 740を参照のこと)

- LVS：適用ナシ
- GBS：適用ナシ
- CIV：適用ナシ

規制品目リスト

関連規制：ナシ
 関連定義：ナシ

品目：

- a. ピッチ角（±90度）及びロール角（±180度）の内部傾き補正を有するもの；
- b. 緯度±80度の地点における方位角精度の実効値が局所磁場に対して0.5度より良い（未満の）もの；並びに
- c. 飛行制御又は航法システムと統合するように設計又は改造したもの。

注：7A107の飛行制御又は航法システムには、ジャイロスタビライザー、自動操縦システム及び慣性航法装置を含む。

7A115 パッシブセンサーであって、特定の電磁波源の方位を測定するためのもの（方向探知装置）又は地形の特徴を探知するもののうち、“ミサイル”を使用するために設計又は改造したもの（これらの品目については、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと。））

~~7A116 飛行制御装置（空気圧式、油圧式、機械式、電子光学式又は電気機械式の飛行制御装置（フライバイワイヤーシステム及びフライバイライトシステムを含む）及び姿勢制御装置）であって、“ミサイル”のために設計又は改造したもの（これらの品目については、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと。））~~

7A116 飛行制御装置並びに“部品”及び“部分品”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control(s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。 MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用ナシ

GBS：適用ナシ

CIV：適用ナシ

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

a. 空気圧式、油圧式、機械式、電子光学式又は電気機械式の飛行制御装置（フライバイワイヤーシステム及びフライバイライトシステムを含む）及び姿勢制御装置）であって、500kg以上のペイロードを300km以上運搬することができるUAV（USMLのVIII (a) 項又はECCN 9A610. aのいずれかで規制されるものを除く）のために設計又は改造されたもの。

b. 姿勢制御装置であって、500kg以上のペイロードを300km以上運搬することができるUAV（USMLのVIII (a) 項又はECCN 9A610. aのいずれかで規制されるものを除く）のために設計又は改造されたもの。

c. 7A116. a又は7A116. bに掲げるシステムのために設計又は改造した飛行制御装置用のサーボ弁であって、周波数範囲が20Hz以上2,000Hz以下の全域において加速度の実効値が10g[98m/秒²]を超える振動に耐えることができるように設計又は改造したもの。

注：このエントリーには、有人航空機を無人航空機として運行することができるように設計又は改造されたシステム、装置及び弁を含む。

7A117 “誘導装置”であって、目標到達精度が飛行距離に対し3.33%以下（例えば、300kmの飛行距離に対し“CEP(平均誤差半径)”が10km以下）の能力があるもの（これらの品目については、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと。））

7A611 軍用の火器管制装置、レーザー装置、イメージング装置、及び誘導装置であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、MT、RS、AT、UN

Control(s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される NS Column 1 (7A611. yを除く)。

MT 7A611. aに掲げる貨物のうち、MT Column 1 7A103. b又は. cのパラメータに合致するか超えるものに適用される。

RS エントリー全体に適用される (7A611.yを除く)。
 AT エントリー全体に適用される。
 UN エントリー全体に適用される (7A611.yを除く)。

NS Column 1
 AT Column 1
 UN規制については、§ 746.1(b)を参照のこと。

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS : 1,500ドル。
 GBS : 適用できない。
 CIV : 適用できない。

STAIについての特別な条件

STA : 許可例外 STA の (c) (2) 項 (EAR § 740.20(c) (2)) は、7A611に掲げる品目に使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制 :

(1) USMLのカテゴリ-XIIで列挙される軍用の火器管制装置、レーザー装置、イメージング装置、及び誘導装置、並びにこれらに直接的に関連する技術資料 (ソフトウェアを含む) は、ITARの対象である。

(2) ECCN 0A987、2A984、6A002、6A003、6A004、6A005、6A007、6A008、6A107、7A001、7A002、7A003、7A005、7A101、7A102、及び7A103の関連規制を参照のこと。

(3) 妨害手段装置に対する規制についてECCN 3A611及びUSMLのカテゴリ-XIを参照のこと。

(4) 米国原産の“600シリーズ”の規制成分をde minimis量を超えて組み込んでいる外国製の“軍用貨物”について、ECCN 0A919を参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目 :

a. 誘導装置又は航法装置 (USMLで別途指定されるものを除く) であって、USMLに掲げる防衛物品のため又は600シリーズの品目のために“特別に設計された”もの。

b. からw. [Reserved]

x. USMLのカテゴリ-XIIで規制される防衛物品又は7A611で規制される品目のために“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメン

ト” (ジャイロスコープ、角速度センサ、重力計 (比重計)、及び慣性測定ユニット (IMUs) を含む) であって、次のいずれかに該当しないもの :

1. USMLにおいて若しくは別途ECCN 7A611の中で、列挙若しくは規制されるもの ;
2. ECCN 6A007、6A107、7A001、7A002、7A003、7A101、7A102若しくは7A103で規定されるもの ; 又は
3. ECCN 7A611.y若しくは3A611.yで別途指定されるもの。

y. このECCNで規制の対象となる貨物又はカテゴリ-XIIに掲げる防衛物品のために“特別に設計された”専用の“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”であって、USML又はCCLの他の箇所で指定されていないもののうち、次のいずれかに該当するもの、並びにそれらのために“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント” :

y. 1. [Reserved]

7A994 その他の方向探知航法装置、航空機局通信装置、すべての航空機慣性航法装置 (7A003又は7A103で規制されるものを除く) 及びその他のアビオニクス装置 (“部品”及び“部分品”を含む) であって、他のエントリーで特定されていないもの

許可要求事項

規制理由 : AT

Control(s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

許可要求事項注釈 :

一般的に市販のGPSは、暗号の復号機能又はアダプティブアンテナを使用しておらず、7A994に番号分類される。

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS : 適用ナシ

GBS : 適用ナシ

CIV : 適用ナシ

規制品目リスト

関連規制 :

7A005及び7A105についても参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目：
規制品目リストはECCNの見出しに収載されている。

B. 試験用、検査用及び“製造用装置“

7B001 試験装置、校正装置又は心合わせ装置であって、7A(7A994を除く)で規制される装置のために“特別に設計した”もの

許可要求事項

規制理由：NS、MT、AT

Control(s)	Country Chart
	(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 1

MT エントリー全体に適用される。 MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用ナシ

GBS：適用ナシ

CIV：適用ナシ

規制品目リスト

関連規制：

- (1) 7B101、7B102及び7B994も参照のこと。
- (2) このエントリーは、‘保守レベル I’ 又は ‘保守レベル II’ のための試験装置、校正装置又は心合わせ装置については規制しない。

関連定義：

- (1) ‘保守レベル I’：慣性航法ユニットの故障が、“航空機”の機体に搭載された状態で制御表示ユニット(CDU)による指示又は関連するサブシステムからの状態メッセージにより検出される。製造者から提供されたマニュアルに従い、故障ライン交換ユニット(LRU)のレベルで、故障の原因を突き止めることができる。その後、オペレータがそのLRUを取り外して、スペアと交換する。
- (2) ‘保守レベル II’：故障したLRUが整備工場（製造者又はレベルIIの保守に責任を負えるオペレータのもの）に送られる。整備工場で、故障ライン交換ユニットの原因を確認し、故障原因となった故障したショップ交換アセンブリ(SRA)を突き止めるため種々の適切な試験が行われる。このSRAは、取り外され、適切に動作するスペアと

交換される。その後、故障したSRA（又はLRU全体）は、製造者に発送される。‘保守レベルII’には、規制されている加速度計又はジャイロコープを分解又は修理することはこれに含まれない。

品目：
規制品目リストはECCNの見出しに収載されている。

7B002 リング“レーザー”ジャイロの鏡面の特性確認のために“特別に設計した”装置であって、次のいずれかに該当するもの(規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由：NS、MT、AT

Control(s)	Country Chart
	(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 1

MT エントリー全体に適用される。 MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用ナシ

GBS：適用ナシ

CIV：適用ナシ

規制品目リスト

関連規制：7B102及び7B994も参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

- a. スキャッタロメータであって、測定“精度”が10ppm[0.001%]以下のもの；
- b. プロフィロメータであって、測定“精度”が0.5ナノメートル(5オングストローム)以下のもの。

7B003 7A(7A994を除く)で規制される装置の“製造”のために“特別に設計した”装置

許可要求事項

規制理由：NS、MT、AT

Control(s)	Country Chart
	(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 1

MT エントリー全体に適用される。 MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明

について § 740を参照のこと)

LVS : 適用ナシ

GBS : 適用ナシ

CIV : 適用ナシ

規制品目リスト

関連規制 :

(1) 7B103(このエントリーは、“ITARの対象”である(22 CFR § 120から § 130を参照のこと))及び7B994も参照のこと。

(2) このエントリーには次のものを含む :

慣性計測ユニット(IMUモジュール)用試験機 ;

IMUプラットフォーム試験機 ;

IMU安定化素子(stable element) 取扱い治具 ;

IMUプラットフォームバランス治具 ;

ジャイロチューニング試験台 ;

ジャイロ動的バランス台 ;

ジャイロRun-in/モータ試験台 ;

ジャイロ排気・注気試験台 ;

ジャイロベアリング遠心加速試験用治具 ;

加速度計軸調整台 ;

加速度計試験台 ; 及び

光ファイバージャイロコイル巻線機。

関連定義 : ナシ

品目 :

規制品目リストはECCNの見出しに収載されている。

7B101 “製造装置”、並びにその他の試験装置、校正装置、及び心合わせ装置(2B119から2B122、7B003、及び7B102で定める装置を除く)であって、7A001から7A004、又は7A101から7A104で規制される装置で使用されるように設計又は改造したもの

許可要求事項

規制理由 : MT、AT

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。 MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

リストに基づく許可例外(すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS : 適用ナシ

GBS : 適用ナシ

CIV : 適用ナシ

規制品目リスト

関連規制 :

1.) 2B119から2B122、7B003、7B102及び7B994も参照のこと。

2.) このエントリーには次のものを含む :

慣性計測ユニット(IMUモジュール)用試験機 ;

IMUプラットフォーム試験機 ;

IMU安定化素子(stable element) 取扱い治具 ;

IMUプラットフォームバランス治具 ;

ジャイロチューニング試験台 ;

ジャイロ動的バランス台 ;

ジャイロRun-in/モータ試験台 ;

ジャイロ排気・注気試験台 ;

ジャイロベアリング遠心加速試験用治具 ;

加速度計軸調整台 ; 及び

加速度計試験台

関連定義 : ナシ

品目 :

規制品目リストはECCNの見出しに収載されている。

7B102 レーザージャイロ装置の鏡面の特性確認のために設計又は改造した装置(7B002で規制されるものを除く)であって、次のいずれかに該当するもの(規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由 : MT、AT

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。 MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

リストに基づく許可例外(すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS : 適用ナシ

GBS : 適用ナシ

CIV : 適用ナシ

規制品目リスト

関連規制 : ナシ

関連定義 : ナシ

品目 :

a. スキャッターロメータであって、スレッショルド精度

が10ppm[0.001%]以下の（良い）もの。

b. 反射率計であって、スレッシュホールド精度が50ppm[0.005%]以下の（良い）もの。

c. プロフィロメータであって、スレッシュホールド精度が0.5nm（5オングストローム）以下の（良い）もの。

7B103 7A117で規制される装置のために“特別に設計した”“製造設備”（これらの品目については、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと。））

7B611 軍用の火器管制装置、レーザー装置、イメージング装置、及び誘導装置のために“特別に設計された試験用、検査用、及び製造用貨物

許可要求事項

規制理由：NS、MT、RS、AT、UN

Control (s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 1

MT MT理由で規制される7A611. a MT Column 1
の貨物のために“特別に設計された”7B611. aの貨物に適用される。

RS エントリー全体に適用される。 NS Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

UN エントリー全体に適用される。 UN規制については、 § 746.1(b)を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：1,500ドル。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

STAIについての特別な条件

STA：許可例外 STA の (c) (2) 項（EAR § 740.20(c) (2)）は、7B611に掲げる品目に使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

a. ECCN 7A611（7A611.yを除く）で規制される貨

物又はUSMLのカテゴリーXIIに掲げる貨物（USMLのカテゴリーXIIで列挙されるもの又は他の“600シリーズ”のECCNで規制されるものを除く）の“開発”、“製造”、“修理”、オーバーホール、又は分解修理のために“特別に設計された”試験用、検査用、及び製造用の最終品目及び装置。

b. ECCN 7A611（7A611.yを除く）で規制される貨物又はUSMLのカテゴリーXIIに掲げる誘導装置（USMLのカテゴリーXIIで列挙されるもの又は他の“600シリーズ”のECCNで規制されるものを除く）の検証、検定、又は試験のために“特別に設計された”環境試験設備。

c. USMLのカテゴリーXII (a)、(b)、又は(c)で規定されるシステムの動作を評価又は較正するために“特別に設計された”フィールドテスト装置。

d. からw. [Reserved]

x. 本エントリーにリストされている貨物のために“特別に設計された”部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”（USMLで列挙されているもの又は他の“600シリーズ”のECCNで規制されているものを除く）。

7B994 航法装置及びアビオニクス装置の検査、試験又は“製造”のためのその他の装置

許可要求事項

規制理由：AT

Control (s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用ナシ

GBS：適用ナシ

CIV：適用ナシ

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストはECCNの見出しに収載されている。

C. “材料”

[RESERVED]

D. “ソフトウェア“

7D001 7A(7A994を除く)又は7B(7B994を除く)で規制される装置の“開発”又は“製造”のために“特別に設計”又は改造した“ソフトウェア”

許可要求事項

規制理由： NS、MT、RS、AT

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS 7A001から7A004、7A006、7A008、7B001、7B002又は7B003

で規制される装置に係る“ソフトウェア”に適用される。

MT MT理由で規制される装置に係る“ソフトウェア”に適用される。

MTは、7A008で規制される装置に係る“ソフトウェア”には適用されない。

RS “9A991. bの航空機”用の慣性航法装置及び慣性装置並びにこれらのための“部分品”のための“ソフトウェア”に適用される。

AT エントリー全体に適用される。
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用ナシ

TSR：適用ナシ

規制品目リスト

関連規制：

- (1) 7D101及び7D994も参照のこと。
- (2) 7A003. b、7A005、7A103. b、7A105、7A106、7A115、7A116、7A117、又は7B103に関連する“ソフトウェア”については、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと）。
- (3) 慣性航法装置及び慣性装置並びにこれらのために“特別に設計した”“部品”及び“部分品”のための“ソフトウェア”であって、防衛物品に直接的に関連しており、かつ、民間航空機で使用するために“特別に設計”していないものについては、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参

照のこと）。

関連定義： ナシ

品目：

規制品目リストはECCNの見出しに収載されている。

7D002 慣性航法装置（7A003若しくは7A004で規制されない慣性装置を含む）又は姿勢方位基準装置（‘AHRS’）を操作又は保守（点検）するための“ソースコード”

許可要求事項

規制理由： NS、MT、AT

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 1

MT エントリー全体に適用される。 MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

報告要求事項

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743.1を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用ナシ

TSR：適用ナシ

規制品目リスト

関連規制：

- (1) 7D102及び7D994も参照のこと。
- (2) このエントリーは、ジンバル方式の‘AHRS’の操作又は保守（点検）のための“ソースコード”は規制しない。

関連定義： ‘AHRS’は、‘AHRS’が姿勢及び方位情報を提供し、慣性航法装置(INS)に付随する加速度、速度及び位置情報を通常は提供しない点で、一般的に慣性航法装置(INS)と異なる。

品目：

規制品目リストはECCNの見出しに収載されている。

7D003 その他の“ソフトウェア”であって、次のいずれかに該当するもの(規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由： NS、MT、AT

Control(s) Country Chart

(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 1

MT MT理由で規制される装置に MT Column 1

係る“ソフトウェア”に適用される。

MTは、7A008で規制される装置に係

る“ソフトウェア”には適用されな

い。

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

報告要求事項

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743.1を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用ナシ

TSR：適用ナシ

STAIについての特別な条件

STA：許可例外STA は、7D003. a又はbに掲げるソフトウェアの、カントリーグループA:6 (EAR § 740付則 1参照) にリストされている仕向地への出荷又は伝送に使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：7D103及び7D994も参照のこと。

関連定義：

‘データベース参照航法’（‘DBRN’）装置は、あらかじめ測定した様々な地図データを移動中に得られる正確な航法情報と統合して使用するシステムをいう。データ源には、水深地図、天文地図、重力地図、磁気地図又は三次元デジタル地形図を含む。

品目：

a. 7A003、7A004又は7A008で規制されるレベルに動作機能を向上させたり、システムのナビゲーションエラーを減少させることができるように“特別に設計”又は改造した“ソフトウェア”；

b. 機首方位データと次のいずれかに該当するデータを連続的に統合することにより、7A003又は7A008で規制されるレベルに動作機能を向上させたり、システムのナビゲーションエラーを減少させることができるハイブリッド統合システムのための“ソースコード”；

b.1. ドップラーレーダー若しくはソナーからの

速度データ；

b.2. 衛星航法システム(GNSS)からの航法データ；又は

b.3. ‘データベース参照航法’（‘DBRN’）装置からのデータ；

c. [Reserved]

d. [RESERVED]

注意：飛行制御用“ソースコード”については、7D004を参照のこと。

e. “アクティブ飛行制御装置”、ヘリコプター用の多軸のフライバイワイヤシステム若しくはフライバイライトシステムの操縦装置又はヘリコプター用の“循環制御方式による反トルクを制御する装置若しくは循環制御方式による方向を制御する装置”であって、その“技術”が7E004. b. 1、7E004. b. 3からb. 5、7E004. b. 7からb. 8、7E004. c. 1又は7E004. c. 2で規制されるものの“開発”のために“特別に設計した”CADソフトウェア”。

7D004 次のいずれかに該当する装置のための“ソースコード”であって、7E004. a. 2、a. 3、a. 5、a. 6又は7E004. bで指定される“開発”“技術”を用いたもの：（規制品目リスト参照）**許可要求事項**

規制理由：NS、AT

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用ナシ

TSR：適用ナシ

STAIについての特別な条件

STA：許可例外STAは、7D004. aから.d及び.gに掲げるソフトウェアの、EAR § 740.20(c)(2)にリストされる8つの仕向地のうちのいずれかへの出荷又は伝送に使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：7D103及び7D994も参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

- a. “飛行の全行程を管理する”ためのデジタル飛行管理装置；
- b. 推進制御と飛行制御を統合するための装置；
- c. “フライバイワイヤシステムの操縦装置”又は“フライバイライトシステムの操縦装置”；
- d. 故障許容機能又は自己再構成機能をもつ“アクティブ飛行制御装置”；
- e. [RESERVED]；
- f. 機体表面の静的データを基準とするエアデータ装置；又は
- g. 三次元ディスプレイ。

注：7D004は、特定の飛行管理機能を提供しない一般のコンピュータエレメント及びユーティリティ（入力信号の受信、出力信号の送信、コンピュータのプログラム及びデータのローディング、組込み試験、タスクスケジューリング機能）と関係したソースコードには適用されない。

7D005 政府の用途のために設計された衛星航法システム (GNSS) のレンジングコードを復号するように“特別に設計された”ソフトウェア

許可要求事項

規制理由：NS、AT

Control (s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用ナシ

TSR：適用ナシ

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストはECCNの見出しに収載されている。

7D101 7A001から7A006、7A101から7A107、7A115、7A116、7A117、7B001、7B002、7B003、7B101、7B102、又は7B103により、ミサイル技術 (MT) 理由で規制さ

れる装置の“使用”のために“特別に設計”又は改造した“ソフトウェア”

許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control (s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。 MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用ナシ

TSR：適用ナシ

規制品目リスト

関連規制：

(1) 7A003. b、7A005、7A103. b、7A105、7A106、7A115、7A116、7A117、又は7B103に関連する“ソフトウェア”については、“ITARの対象”である (22 CFR § 120から § 130を参照のこと)。

(2) 慣性航法装置及び慣性装置並びにこれらのために“特別に設計した”“部品”及び“部分品”のための“ソフトウェア”であって、防衛物品に直接的に関連するものについては、“ITARの対象”である (22 CFR § 120から § 130を参照のこと)。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストはECCNの見出しに収載されている。

7D102 統合“ソフトウェア”であって、次のいずれかに該当するもの (規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control (s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。 MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用ナシ

TSR：適用ナシ

規制品目リスト

関連規制：7A003. b又は7A103. bに関連する“ソフ

トウェア”については、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと）。

関連定義：ナシ

品目：

- a. 7A103. bで規制される装置に係る統合“ソフトウェア”。
- b. 7A003又は7A103. aで規制される装置のために“特別に設計した”統合“ソフトウェア”。

7D103 7A117で規制される“誘導装置”のモデリング若しくはシミュレーション、又は“ミサイル”の設計統合のために“特別に設計した”ソフトウェア（このエントリーについては、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと。））

7D611 7A611で規制される貨物又は7B611で規制される装置のために“特別に設計された”ソフトウェアであって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、MT、RS、AT、UN

Control (s)	Country Chart
	(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される NS Column 1
(7D611. yを除く)。

MT MT理由で規制される7A611. a MT Column 1
の貨物のために“特別に設計された”7D611. aの“ソフトウェア”に適用される。

RS エントリー全体に適用される NS Column 1
(7D611. yを除く)。

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

UN エントリー全体に適用される UN規制については、§ 746. 1 (b)
(7D611. yを除く) を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用ナシ

TSR：適用ナシ

STAIについての特別な条件

STA：許可例外STAIは、7D611に掲げるソフトウェ

アの、EAR § 740. 20 (c) (2) にリストされる8つの仕向地のうちのいずれかへの出荷又は伝送に使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：USMLのカテゴリーXIIで列挙される物品に直接的に関連する“ソフトウェア”は、USMLのカテゴリーXII (f) の対象となる。

関連定義：ナシ

品目：

a. ECCN 7A611 (7A611. yを除く) 又は7B611で規制される貨物の“開発”、“製造”、動作、又は保守のために“特別に設計された”専用の“ソフトウェア”。

b. からx. [Reserved]

y. 7A611. yで規定される貨物の“開発”、“製造”、動作、又は保守のために“特別に設計された”専用の“ソフトウェア”。

7D994 ナビゲーション、航空機局通信及びその他のアビオニクス装置の“開発”、“製造”又は“使用”に係る“ソフトウェア”（他のエントリーで特定されていないもの）

許可要求事項

規制理由：AT

Control (s)	Country Chart
	(§ 738付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用ナシ

TSR：適用ナシ

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストはECCNの見出しに収載されている。

E. “技術”

7E001 7A(7A994を除く)、7B(7B994を除く)、7D001、7D002、7D003又は7D005で指定される装置又は“ソフトウェア”の“開発”に係るGeneral Technology Noteの対象となる“技術”

許可要求事項

規制理由：NS、MT、RS、AT

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS 7A001から7A004、7A006、7A008、7B001から7B003、7D001から7D005で規制される品目に係る“技術”に適用される。

MT MT理由で規制される装置に係る“技術”に適用される。MTは、7A008で規制される装置に係る“技術”には適用されない。MTは、7A101、7A102又は7A003. dで指定される装置であって、7A001、7A002又は7A103のパラメータに一致するか超えるものに係る“技術”には適用されない。

RS 9A991. bの航空機用の慣性航法装置又は慣性装置及びこれらのため“部分品”に係る“技術”に適用される。

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

報告要求事項許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743. 1を参照のこと。
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用ナシ

TSR：適用ナシ

STAIについての特別な条件

STA：このエントリーに掲げる技術の、カンントリーグループA:6（EAR § 740付則 1参照）にリストされている仕向地への出荷又は伝送には、許可例外STAを使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

- (1) 7E101及び7E994も参照のこと。
- (2) 7A003. b、7A005、7A103. b、7A105、7A106、7A115、7A116、7A117、7B103、ECCN 7D101に掲げるソフトウェアであって関連規制欄で指定されるもの、7D102. a、又は7D103に係る“技術”について

では、ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと）。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストはECCNの見出しに収載されている。

注：7E001には、7A005. aで指定される装置のために用いられる暗号鍵の管理“技術”を含む。

7E002 7A(7A994を除く)又は7B(7B994を除く)で規制される装置の“製造”に係るGeneral Technology Noteの対象となる“技術”**許可要求事項**

規制理由：NS、MT、RS、AT

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS 7A001から7A004、7A006、7A008又は7B001から7B003で規制される装置に係る“技術”に適用される。

MT MT理由で規制される装置に係る“技術”に適用される。MTは、7A008で規制される装置に係る“技術”には適用されない。MTは、7A101、7A102又は7A003. dで指定される装置であって、7A001、7A002又は7A103のパラメータに一致するか超えるものに係る“技術”には適用されない。

RS 9A991. bの航空機”用の慣性航法装置又は慣性装置及びこれらのため“部分品”に係る“技術”に適用される。

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

報告要求事項許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743. 1を参照のこと。
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用ナシ

TSR：適用ナシ

STAIについての特別な条件

STA : このエントリーに掲げる技術の、カンントリーグループA:6 (EAR § 740付則 1参照) にリストされている仕向地への出荷又は伝送には、許可例外STAを使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制 :

- (1) 7E102及び7E994についても参照のこと。
- (2) 7A003.b、7A005、7A103.b、7A105、7A106、7A115、7A116、7A117、又は7B103に関連する“技術”については、“ITARの対象”である (22 CFR § 120から § 130を参照のこと)。

関連定義 : ナシ

品目 :

規制品目リストはECCNの見出しに収載されている。

7E003 7A001から7A004で規制される装置の修理、分解修理又はオーバーホールに係るGeneral Technology Noteの対象となる“技術”

許可要求事項

規制理由 : NS、MT、AT

Control (s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 1

MT エントリー全体に適用される。 MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

CIV : 適用ナシ

TSR : 適用ナシ

規制品目リスト

関連規制 : 7E994も参照のこと。このエントリーは、‘保守レベル I’ 又は ‘保守レベル II’ で定める“民間航空機”の故障した又は使用できないLRU[line replaceable unit ライン交換ユニット]及びSRA[shop replaceable assembly : ショップ交換可能アセンブリ]の較正、取り外し及び交換に直接的に関連するメンテナンスに係る“技術”については規制しない。

関連定義 : ‘保守レベル I’ 又は ‘保守レベル II’ について、7B001の関連定義を参照のこと。

品目 :

規制品目リストはECCNの見出しに収載されている。

7E004 その他の“技術”であって、次のいずれかに該当するもの(規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由 : NS、MT、AT

Control (s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 1

MT MT理由で規制される装置又はシステムに係る“技術”に適用される。 MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1
リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

CIV : 適用ナシ

TSR : 適用ナシ

STAIについての特別な条件

STA :

(1) 許可例外STAの(c) (1)項 (EAR § 740. 20(c) (1)) は、7E004に対しても使用してはならない (7E004. a. 7を除く)。

(2) 許可例外STAの(c) (2)項 (EAR § 740. 20(c) (2)) は、7E004に対しても使用してはならない (7E004. a. 7を除く)。

規制品目リスト

関連規制 :

(1) 7E001、7E002、7E101、及び7E994についても参照のこと。

(2) MT規制を含む7E001、7E002、及び7E101の中の関連規制に加えて、ロケットの軌道を最適化するために、飛行制御、誘導、及び推進に係るデータを、ロケット又はミサイルのために設計又は改造した飛行管理装置に統合するための設計“技術”について、7E104の中のMT規制についても参照のこと ; 並びに到達可能“航続距離”が300km以上の無人航空機に対して、無人航空機の飛行領域を通して空力性能を最適化するために設計又は改造された航空機胴体、推進装置及び揚力制御表面を統合するための設計“技術”について、9E101も参照のこと。

関連定義：“一次飛行制御”は、慣性力／モーメント発生装置を用いた“航空機”の安定性制御又は操縦制御をいう（例えば、空力舵面又は推進推力の方向制御）。

品目：

a. 次のいずれかに該当するものの“開発”又は“製造”に係る“技術”：

a. 1. [Reserved]；

a. 2. 機体表面の静的データのみを基準とするエアデータ装置（即ち、通常のエアデータプローブを不要とするもの）；

a. 3. “航空機”用の三次元ディスプレイ；

a. 4. [Reserved]

a. 5. “基本飛行制御”“基本飛行制御”のために“特別に設計した”電気アクチュエーター（例えば、電気機械式、電気静油圧式及び統合アクチュエータパッケージ）；

Technical Note:

“基本飛行制御”とは、慣性力／モーメント発生装置を用いた“航空機”の安定性制御又は操縦制御をいう（例えば、空力舵面又は推進推力の方向制御）。

a. 6. “アクティブ飛行制御装置”“~~アクティブ飛行制御装置~~”に実装するために“特別に設計した”“飛行制御用光センサーアレー”；又は

Technical Note:

“アクティブ飛行制御装置”とは、機上で処理を行なうため実時間で飛行制御用のデータを提供する、“レーザー”ビームを用いた、分散型の光センサーネットワークをいう。

a. 7. “データベース参照航法”（“DBRN”）装置であって、水中での航行で使用することができるように設計したもののうち、0.4海里（nm）以下の（良い）位置“精度”を提供するソナー又は重力データベースを利用するもの。

b. “アクティブ飛行制御装置”の“開発”に係る“技術”であって、次のいずれかに該当するもの（“フライバイワイヤシステム”の操縦装置”又は“フライバイライトシステムの操縦装置”を含む）：

b. 1. “航空機の機体”若しくは飛行制御系統機器の作動状態の探知、飛行制御データの送信又はアクチュエーターの動作に対する指令のための光通信に

係る“技術”であって、“フライバイライトシステムの操縦装置”のアクティブ飛行制御装置の設計に“必要な”もの；

b. 2. [Reserved]

b. 3. “アクティブ飛行制御装置”内の部分品の性能の低下及び故障を予測し、その度合いを緩和するため、部分品のセンサーから得られる情報を分析するための実時間のアルゴリズム；

注：7E004. b. 3は、オフラインメンテナンスのためのアルゴリズムについては含まない。

b. 4. “アクティブ飛行制御装置”の性能の低下及び故障の度合いを緩和するため、機器の故障を識別し、力及びモーメントの制御を再構成するための実時間のアルゴリズム；

注：7E004. b. 4は、冗長構成のデータ比較により故障による影響を除去するためのもの又は予期した故障に対し地上で事前に計画した対応をするためのアルゴリズムについては含まない。

b. 5. “トータルフライトコントロール”のためデジタル飛行管理装置にデジタル飛行制御、航法及び推進制御のデータを統合する技術；

Note：7E004. b. 5は、次のいずれかに該当するものには適用されない：

1. “飛行経路を最適化”“~~飛行経路を最適化~~”するためにデジタル飛行管理装置にデジタル飛行制御、航法及び推進制御のデータ統合に係る“技術”；

2. VOR[超短波全方位式無線標識]、DME[距離測定装置]、ILS[計器着陸装置]又はMLS[マイクロ波着陸装置]の航法又は着陸進入装置のみを統合した“航空機”の飛行計器装置に係る“技術”。

Technical Note:

“飛行経路最適化”とは、飛行任務作業の遂行と有効性の最大化に基づき要求される4次元（空間及び時間）上の軌道からのずれを最小化する手順をいう。

b. 6. [Reserved]

b. 7. “フライバイワイヤシステム”の機能要件に到達させるために“必要な”“技術”であって、次のすべてに該当するもの：

b. 7. a. “内部ループ”の機体制御であって、40Hz以上の閉ループ制御の周波数を必要とするもの；及び

Technical Note: '内部ループ'とは、機体安定制御を自動化する“アクティブ飛行制御装置”の一連の機能をいう。

b. 7. b. 次のいずれかに該当するもの:

b. 7. b. 1. 飛行包絡線の範囲内において、0.5秒以内に補正されなければ復元制御力を失う機体の不安定さを補正できるもの;

b. 7. b. 2 '機体状態の異常変化'を補正する際に、2以上の軸の制御を結合するもの;

Technical Note: '機体状態の異常変化'には、飛行中の構造的な損傷、エンジン推力の消失、操縦翼面の不具合、又は貨物の不安定な移動を含む。

b. 7. b. 3. 7E004. b. 5で指定される機能を実行するもの; 又は

注: 7E004. b. 7は、オートパイロットについては適用されない。

b. 7. b. 4. 仰角18度超、横滑り角15度超、ピッチレート15度/秒超若しくはヨーレート15度/秒超、又はロールレート90度/秒超のとき（離着陸時を除く）に、“機体”を安定的で制御された飛行をすることができるもの;

b. 8. “フライバイワイヤシステム”の機能要件に到達させるために“必要な”“技術”であって、次のすべてを達成するためのもの:

b. 8. a. “フライバイワイヤシステム”内でいずれか二箇所の故障が連続して起きた場合であっても、“機体”のコントロールが失われないこと; 及び

b. 8. b. “機体”の制御が失われる確率（飛行時間当たりの故障数）が 1×10^{-9} より少ない（良い）こと;

注: 7E004. bは、特定の飛行制御システム機能を備えていない一般のコンピュータエレメント及びユーティリティ（入力信号の受信、出力信号の送信、コンピュータのプログラム及びデータのローディング、組込み試験、タスクスケジューリング機能）と関係した“技術”には適用されない。

c. ヘリコプター用の装置の“開発”に係る“技術”であって、次のいずれかに該当するもの:

c. 1. 多軸のフライバイワイヤシステム又はフライバイライトシステムの操縦装置であって、次に該当する機能のうち2以上を1つの制御要素に統合した

もの:

c. 1. a. コレクティブ制御機能;

c. 1. b. サイクリック制御機能;

c. 1. c. ヨー制御機能;

c. 2. “循環制御方式による反トルクを制御する装置若しくは循環制御方式による方向を制御する装置”;

c. 3. 各翼を個別に制御する方式を用いたシステムで使用するための“可変形状翼”、“可変形状翼”を用いた回転翼。

Technical Note:

“可変形状翼”とは、飛行中に位置制御が可能な後縁フラップ、タブ若しくは前縁スラット又はピボット・ノーズ・ドループを利用したものをいう。

7E101 MT理由により7A001から7A006、7A101から7A107、7A115から7A117、7B001、7B002、7B003、7B101、7B102、7B103、又は7D101から7D103で規制される装置の“使用”に係るGeneral Technology Noteの対象となる“技術”

許可要求事項

規制理由: MT、RS、AT

Control(s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。 MT Column 1

RS 9A991. bの航空機用の慣性航 RS Column 1

法装置、若しくは慣性装置又は

これらのために“特別に設計し

た”“部品”及び“部分品”の使用

のために必要な“技術”に適用さ

れる。

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV: 適用ナシ

TSR: 適用ナシ

規制品目リスト

関連規制:

7A003. b、7A005、7A103. b、7A105、7A106、7A115、

7A116、7A117、7B103、ECCN 7D101の関連規制欄

で指定されるソフトウェア、7D102. a、又は7D103

に関連する“技術”については、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと）。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストはECCNの見出しに収載されている。

7E102 アビオニクス装置及び電子サブシステムへの外部の発生源からの電磁パルス (EMP) 及び電磁障害 (EMI) の影響を防止するための“技術”であって、次のいずれかに該当するもの (規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。 MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用ナシ

TSR：適用ナシ

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

- シールドシステムに係る設計“技術”；
- 強化された電気回路及びサブシステムの構成に係る設計“技術”；
- このエントリーのa. 及びb. の強化基準の決定に係る設計“技術”。

7E104 ロケットの軌道を最適化するために、飛行制御、誘導、及び推進に係るデータを、“ミサイル”のために設計又は改造した飛行管理装置に統合するための設計“技術” (このエントリーは、“ITARの対象”である (22 CFR § 120から § 130を参照のこと。))

7E611 7A611で規制される貨物、7B611で規制される貨物、又は7D611で規制されるソフトウェアの“開発”、“製造”、動作、設置、保守、修理又は分解修理のために“必要な”“技術”

許可要求事項

規制理由：NS、MT、RS、AT、UN

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される NS Column 1
(7E611.yを除く)。

MT 7E611.aに掲げる“技術”に適用される (ただし、7A611.a、7B611.a、又は7D611.aに掲げるMT理由で規制される品目のために“必要な”ものに限る)。

RS エントリー全体に適用される NS Column 1
(7E611.yを除く)。

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

UN エントリー全体に適用される UN規制については、§ 746.1(b)を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用ナシ

TSR：適用ナシ

STAについての特別な条件

STA：許可例外STAは、7E611に掲げるソフトウェアの、EAR § 740.20(c)(2)にリストされる8つの仕向地のうちのいずれかへの出荷又は伝送に使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：USMLのカテゴリーXIIで列挙される物品に直接的に関連する技術は、USMLのカテゴリーXII(f)の対象となる。

関連定義：ナシ

品目：

- ECCN 7A611 (7A611.yを除く)、7B611、又は7D611 (7D611.yを除く) で規制される貨物の“開発”、“製造”、動作、設置、保守、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“必要な”“技術”。
- から.x [Reserved]
- 7A611.y又は7D611.yで規制される貨物又はソフトウェアの“製造”、“開発”、動作、設置、保守、修理又はオーバーホールのために“必要な”専用の“技術”。

7E994 航法、航空機局通信及びその他のアビオニ

クス装置の“開発”、“製造”又は“使用”に係る“技術”

(他のエントリーで特定されていないもの)

許可要求事項

規制理由 : AT

Control (s) Country Chart

(§ 738付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明
について § 740を参照のこと)

CIV : 適用ナシ

TSR : 適用ナシ

規制品目リスト

関連規制 : ナシ

関連定義 : ナシ

品目 :

規制品目リストはECCNの見出しに収載されている。

EAR99 EAR 対象品目であって、この CCL のカテゴリー
一又は CCL の他のどのカテゴリーの中でも、他に指
定されていないものは、番号 EAR99 で指定される。